企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に 関する分科会 取りまとめ

平成27年5月18日 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する 分科会 (企業分科会)

はじめに

企業において、法務の役割の重要性に対する認識が深まったことを背景に、 弁護士を始めとする法曹有資格者が企業内で活動することの有用性に対する 認識が広がりつつある。企業における法曹有資格者の採用は、過去10年間で増加しており、日本組織内弁護士協会の統計によると、平成13年9月時点で39社・64名であった企業内弁護士の数は、平成26年6月には619社・1179名となっており、特に直近の1年間(平成25年6月から平成26年6月まで)では、226名の増加を見せている。

また、弁護士を採用している企業の種別も、かつては外資系金融機関が中心であったが、近年は、大企業を中心にしてはいるものの国内企業による採用が徐々に増え、地域的には東京以外の地域への広がりもみられ始めている。

このような近年の状況は、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」の取りまとめ(平成25年1月28日)や、法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日)においても触れられていたところである。

このように、企業における法務の分野においては、弁護士等に対する一定の ニーズが認められつつあるが、企業規模や地域ごとの視点でみると、その広が りは未だ限定的なものといわざるを得ない。このため前記意見交換会において も、企業における法曹有資格者の活動領域を拡大するための課題の把握・分析 や、これを克服するための取組・方策の整理が行われていたところである。

このような経緯を踏まえ、本分科会は、企業において弁護士等の能力がより一層活用されることを目指して、様々な施策を検討し、実施に着手してきた。

本報告は、その結果を取りまとめたものである。

- 1 -

これまでの取組について

1 法曹有資格者に対するニーズの把握と拡大に関する取組

日本弁護士連合会においては、本分科会の設置後、法律サービス展開本部に ひまわりキャリアサポートセンターを設置して、企業における弁護士の活動領域の拡大に取り組んでいく体制を整備し、次に挙げるような取組を行ってき た。

- (1) ひまわり求人求職ナビ」の運用及びその改善
 - 同システムの運用実績は、下記のとおりである。
 - ・平成20年の運用開始後、平成27年2月までの間、418社がのべ639件の情報を掲載した。
 - ・日本弁護士連合会が行った利用企業の分析及び利用企業に対するアンケート等を行い²,運用開始後,平成25年12月までの間に,少なくとも37社が,この求人・求職情報を利用して合計57名の新人又は一定の職務経験を有する弁護士を採用した。
 - 企業に採用された弁護士の所属先は、依然として法務部門が多くを占めているものの、企業戦略を構築する部門に所属する例も報告されている。
 - 同システムの運用改善につき,日本弁護士連合会は,平成26年11月までの間に,下記の措置を講じた。
 - ・同システム掲載までの審査を迅速化し、求人情報をタイムリーに掲載 できるようにする
 - ・同システムの認知度を高めるために、日本弁護士連合会の企業内弁護士に関するホームページの各ページに、同システムへのリンクを掲載する

その結果,システム運用改善前と比較して,月ごとの平均申請件数は増加しており³,運用改善の効果が見られている。

- (2) 企業側に対する意識の涵養
 - 企業側の関心に対応した形で弁護士を活用する方策に関する情報を発信するため、日本弁護士連合会や各経済団体において、企業向けに弁護士の採用に関する情報提供会・情報交換会を行った(別表1)。同情報交換会での説明を受けて、具体的に弁護士を採用する活動に入った企業があったことが当分科会に報告されている。
 - 将来の弁護士等の活用につながることが期待される活動として,日本政策投資銀行と日本弁護士連合会が,平成26年9月から,契約,労務等企業経営にまつわる法的問題に関する女性起業家向けセミナーを開始し,創業間もない段階における企業経営者にも法務の重要性への理解を高める取組を実施している(別表2)。

- 2 - 153

¹ 日本弁護士連合会が運営する、弁護士の求人情報・求職情報を、企業並びに弁護士及び司法修習生のいずれからも無料で掲載することができるシステム (URL: https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php)。 2 平成 25 年 11 月までの利用企業 313 社に対し同年 12 月に実施。回答企業数 57 社。

 $^{^3}$ 平成 26 年度の申請件数で比較すると、改善が行われた同年 4 月から 11 月までの月ごとの平均申請件数が 15.25 件(122 件)であったのに対し、改善後の同年 12 月から平成 27 年 3 月までの月ごとの平均申請件数は 18.5 件(74 件)に増加した。

- 日本弁護士連合会は、企業向け広報ツールの検討・改定作業の一つとして、日本弁護士連合会のホームページ内に、企業内弁護士に関するページを新設した⁴。
- 2 法曹有資格者へのニーズに対応するための取組⁵
 - (1) 法曹有資格者と企業との効果的な引き合わせ
 - 企業における弁護士を始めとする法曹有資格者に対するニーズを具体 的な採用活動に結びつけるための取組として,東京三弁護士会では,司法 試験合格者等を対象とした就職合同説明会において,企業ブースのスペー スを設けている(別表3)。相当程度の法曹有資格者が企業への就職を視 野に入れていることが明らかとなり,また,実際にこの説明会をきっかけ に企業への採用内定を得た法曹有資格者も輩出されている。
 - また,日本弁護士連合会は,平成26年10月に,司法修習予定者や弁護士向けに,企業就職希望者向けの就職活動ガイダンスを行い(別表4),多くの若手法曹有資格者が企業内弁護士という選択肢を現実的なものと捉えていることが明らかとなった⁶。
 - (2) 企業内で働く法曹有資格者に必要な能力の涵養
 - 企業で活動するための素養を身につけた法曹有資格者の確保・養成という観点から、慶應義塾大学法科大学院⁷、中央大学法科大学院及び神戸大学法科大学院⁸において、企業法務部や企業内弁護士の活動の実際を学修する講座を開講した⁹。慶應義塾大学法科大学院及び中央大学法科大学院においては、弁護士登録後の継続教育の一環として、これらの科目開放を行っている。また、岡山大学法科大学院においては、平成24年12月、岡山大学法科大学院弁護士研修センターを設立し、企業内弁護士となった新人弁護士に対し、これに特化した継続教育を実施する取組を行っている

154 - 3 -

⁴「企業内弁護士に関するご案内」http://www.nichibenren.or.jp/recruit/lawyer/inhouse.html

⁵ 分科会においては、法科大学院協会が、専門委員会として「修了生職域委員会」を設置し、法科大学院修了生の職域拡大のため、関係諸団体と継続的に協議をし、シンポジウムを開催するなどの取組が紹介された。今後は、上記各法科大学院等における企業内法務に関する授業の取組を積極的に紹介し、他の会員校への展開を推進しつつ、経営法友会等の関係諸機関との間で、会員企業からの企業内法務の授業への講師派遣やエクスターンシップへの院生の受入等について検討を行うほか、ウェブサイト等の活用により法科大学院修了生等を対象とする求人・求職情報のマッチングを推進するなどの取組を行うことを予定している。

⁶なお、日本弁護士連合会の集計によれば、司法修習終了直後から企業に就職し、弁護士としてのキャリアをスタートする者は、第 66 期(平成 25 年 12 月登録)が 87 名(平成 26 年 4 月時点)、第 67 期(平成 26 年 12 月登録)が 102 名(平成 27 年 4 月時点)であり、多くの若い弁護士が企業内弁護士として職務に従事していることが明らかとなっている。

⁷ 平成 25 年度秋学期及び平成 26 年度秋学期に、企業法務部や企業内弁護士の活動の実際を学修する講座を開講し、予定していた定員以上が応募した法科大学院があったとの報告がされている。また、日本弁護士連合会が法科大学院の協力を得て行った平成 25 年度受講生からの聞き取りによれば、企業内弁護士の業務について明確なイメージを持つことができた、といった肯定的な評価が得られている。

⁸ 平成26年度秋学期から同様のプログラムが実施されている。

⁹ また,このような法科大学院の取組をサポートすべく,日本弁護士連合会が平成26年7月及び平成27年2月に2回にわたり,法科大学院,経営法友会及び日本組織内弁護士協会の参加を得て意見交換会を実施し,法科大学院段階での教育のあり方や,プログラム実施に当たっての具体的な課題について意見交換会を行った。

10 0

- 日本弁護士連合会では、企業内弁護士向け研修を、平成26年5月から 1年間の計画で実施している(別表5)。
- 企業内弁護士として活動している弁護士の約4割を占める女性企業内 弁護士(弁護士全体に占める女性の割合は約2割)の支援として,キャリ アアップセミナーの開催を始めた¹¹。
- 法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアのできるだけ早い段階から企業法務を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、日本経済団体連合会及び経済同友会の協力も得て、企業における司法修習(選択型実務修習)の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明している。

- 4 *-* 155

¹⁰ 岡山大学法科大学院弁護士研修センターは、組織内弁護士養成及び継続教育を目的として設立され、新人弁護士の継続教育や岡山大学法科大学院の修了生の推薦などの取組を通じて、弁護士と地域の橋渡し役を担い、地域における法曹有資格者の活動領域拡大を図る活動を行っている。平成26年に新規登録した新人弁護士3名が、同センターの推薦に基づき地元の企業に就職している。

 $^{^{11}}$ 平成 26 年 10 月 18 日に開催され, 18 名の女性弁護士が参加した。また,平成 27 年 2 月 21 日に開催された第 2 回セミナーには, 35 名の女性弁護士が参加した。

課題と対応策

1 本分科会設置に至るまでの検討と本分科会での取組

前記のとおり、企業内弁護士の数は増加傾向にある。また、企業内で職務に 従事するという選択肢を現実的なものとして捉える若い弁護士も増えている。 これは、法曹有資格者を採用する企業、担い手として活動する弁護士を始めと する法曹有資格者及び担い手を養成する法科大学院がそれぞれの立場から取 組を行ったこと等の結果と見ることができる。

しかしながら、今後、弁護士を始めとする法曹有資格者が、企業における法 的ニーズに一層応えていくためには、以下のような問題を克服していく必要が あると考えられる。

2 法曹有資格者に対するニーズの把握,拡大に関する課題及びその対応策

(1) 課題

ア 採用企業の広がりについて

前記のとおり、企業内弁護士の数は増加を続けており、また、常勤の企業内弁護士に限らず、法律事務所からの弁護士の出向などの形態による関与も相当数認められるとの指摘もある。このことからすると、企業において弁護士を始めとする法曹有資格者の能力を活用するメリットは相当程度共有され、そのニーズは拡大している。もっとも、企業内弁護士が比較的短期間に増加したこともあって、企業内弁護士の採用企業は、大都市圏にある大企業が中心となっている¹²。したがって、採用に関心を持つ企業が、弁護士を採用していない大都市圏の大企業を含め、企業規模的にも地域的にも広がっていけば、更なるニーズの拡大を図る余地があるということができる。

イ 担当業務の広がりについて

企業で勤務する法曹有資格者の中には、法律実務家としての経験に基づく専門的能力を企業に提供する業務だけではなく、相応の経験年数のある弁護士が、法務部門の責任者(いわゆるジェネラル・カウンセル)として、組織の運営や経営の意思決定に参画している例も見られる。もっとも、現状では、企業内弁護士の多くは法務部門を中心に活動することが多く¹³、また管理者になっている例は多くない。今後、法務部門のみならず経営に関する意思決定に関与する部門などその他部門においても活躍したり、管理者となり職掌を広げる中で、企業内弁護士が企業において担う役割の多様化が進むことにより、法曹有資格者への更なるニーズの拡大につながるということができる。

156 – 5 –

 $^{^{12}}$ ひまわり求人求職ナビの利用企業に対する前記アンケートの対象企業は,首都圏 (東京,神奈川,千葉,埼玉) で 225 社,関西 (大阪,京都,兵庫) で 47 社,中京地域 (愛知,三重) で 12 社,福岡県 4 社,長野県 3 社,それ以外の 10 県で各 1 社となっている。

¹³ ひまわり求人求職ナビの利用企業に対する前記アンケート結果では,弁護士が社内に在籍している企業 27 社のうち,24 社が当該弁護士を法務部門に配属させており,知的財産部門(2社)や営業部門(1社)である。

(2) 対応策14

- ア 法曹有資格者を活用する利点に関する情報共有の促進
 - 現在行われている企業内弁護士の採用に関する企業への情報提供 や、企業と各地の弁護士会あるいは企業同士の情報共有の取組を、日 本弁護士連合会や各地の弁護士会と経済団体とが協力して全国各地で 実施するべきである。この際には、これまでの当分科会での取組等に よって明らかとなった次のような点に力点を置いたものとするべきで ある。
 - ・外部から客観的に、その専門的知見をもって企業に関与する顧問弁護士と、企業目的の達成というビジョンを共有して組織の一員として職務に従事する企業内弁護士とは、果たすべき役割が違うこと
 - ・企業内弁護士が事業戦略の構築にあたり、法的知見を持って関与したり、法的リスクを指摘することを通じて、事業活動の円滑な進捗が期待できること¹⁵
 - ・企業内弁護士が担当できる業務は、企業内での業務経験年数あるいは外部での法律実務家としての経験等に応じて、多様なものであり得ること
 - ・企業内弁護士は必ずしも大企業ばかりではなく、地方の企業¹⁶や中規模以下の企業において活用されている例もあること¹⁷
 - ・企業内における弁護士の活用の形は、担当させたい業務の量やプロジェクトの期間等により、必ずしも常勤かつ直接雇用の場合だけではなく、法律事務所からの出向等(常勤または非常勤)の形もあり得ること

このような多様な実績を共有することは、特にこれから企業内弁護士の 採用を検討する企業や、中規模以下の企業が法曹有資格者の活用を検討 する素材を提供する際に有用である。

- イ また,日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は,企業内弁護士の実情に 配慮した会内の環境整備について引き続き検討を進める必要がある。
- 3 ニーズに対応するための課題とその対応策
 - (1) 課題
 - ア 企業が求める人材と法曹有資格者の素養や能力等について
 - 企業内弁護士には、法的な知識や素養に加えて、企業という組織の 一員として職務に従事するというその特性に鑑みて、コミュニケーシ

- 6 - 15**7**

¹⁴これまでの取組で言及した,ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するヒアリングやアンケートの運用 改善を通じて,企業側のニーズを的確に把握する取組は,引き続き継続するべきである。

¹⁵企業内弁護士を採用することの企業にとってのメリットとしては、その他に、外部の顧問弁護士等とも 円滑に連携を図ることができる、という点も挙げられる。

¹⁶ 岡山大学法科大学院における取組については、注8参照。

 $^{^{17}}$ 前記ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するアンケート結果でも、正社員数が 99 名以下の企業 5 社が、非常勤の形を含めて、弁護士を採用している。

ョン能力やマネジメント力,ビジネスへの関心といった,会社組織で働くことに関する素養や能力を備えていることが好ましい,とされる。しかし,このような企業側が求める資質が,法科大学院生,司法修習生及び弁護士に十分理解されることが求められる。

- 特に近年, グローバル化の進展に伴い, アジアの新興国を中心に, 日本企業の海外展開が進む中で, このような動きを法的側面から支援 できるような語学力や法的専門性を身に付けた法曹有資格者を養成・ 確保する必要がある。
- イ 法曹有資格者の具体的な活用の在り方について
 - 当分科会における議論においては、「弁護士を採用したもののその 活用の仕方がよくわからない」という企業の例があることが紹介され た。
 - 法曹有資格者が将来のキャリアを選択するにあたっては、キャリア 形成に関する情報が重要であるが、企業内弁護士のキャリア形成の在 り方に関する情報が少ないことも、当分科会において指摘されている。
 - また、分科会では、ひまわり求人求職ナビの利用企業に対するアンケートで、企業による弁護士・司法修習生の募集に対し応募がない例もあったことが指摘されている。

(2) 対応策

ア 人材の養成・確保

- 日本弁護士連合会において、経済団体の協力も得て、企業において どのような経験・能力を有する人材を、どのように活用することが想 定されているのかについて、例えば企業の業種や規模等により細分化 されたニーズを把握するべく、企業に対するアンケート調査やヒアリ ングを実施すべきである。その上で、調査結果を人材の養成・確保に 活用すべく、法科大学院を始めとする養成を担う機関、及び、法曹有 資格者側の双方に共有するべきである。
- 日本弁護士連合会において、海外展開を含む企業のニーズに応じた 実践的な研修の強化を図るべきである。
- 法科大学院においても、企業法務に関する科目の設置、企業におけるエクスターンシップ、法曹有資格者の就職に関する企業との連携、 国際的な法的分野に対応できる能力を培うための教育、法曹の継続教育などに積極的に取り組むことが期待される¹⁸。最高裁判所においては、法務省の協力を得て、前記のような企業における司法修習(選択型実務修習)の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。
- イ 企業側・法曹有資格者側への情報提供体制の整備
 - 企業側に対する情報提供体制として、日本弁護士連合会や各地の

158 – 7 –

¹⁸ このほかに、人材養成のための方策として、例えば、法科大学院に入る前の大学生等に対し、企業法務の重要性や魅力について弁護士等が情報提供する機会をつくるなどして、企業における法曹有資格者の活動分野の広がりを紹介し、法曹有資格者のキャリアの選択肢の一つとしての企業法務の認知度を高めるといったことも、今後の取組として考えられる。

弁護士会が,経済団体との協力の下,情報交換会の開催,あるいはホームページ等の各種媒体を通じて,弁護士の活用の実際に関する情報共有を更に進めていくべきである。

- また、弁護士等に対する情報提供については、企業内弁護士が増加傾向を見せ始めてから約10年が経過したことを受け、企業に入った弁護士等の、その後のキャリアパスについて、日本弁護士連合会が、日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して追跡調査し、その結果(企業内においてキャリアを形成した例、あるいは企業内弁護士としての経験を、その後の弁護士活動に活用している例)を、各種情報提供会やガイダンス等を通じて公開する、あるいは法科大学院における教育の中で情報提供することが有用である。これにより、より多くの弁護士を始めとする法曹有資格者が、企業内で職務に従事するという選択をするための有益な材料を提供することができるようになると考えられる。
- 弁護士の活用を希望する企業と,企業での勤務を希望する弁護士を 結びつけるため、日本弁護士連合会は、双方のニーズを的確に反映す る形で,ひまわり求人求職ナビの改善及び広報を続けることが求めら れる。

- 8 - 159

今後の展望・方向性

1 現在実施されている取組を踏まえた活動領域拡大の見通し

【はじめに】で指摘したように、企業における法務の役割の重要性に対する認識が拡大していることを背景として、その専門的な能力等から弁護士を企業内に置く有用性に対する認識が広がりつつある結果、近年、企業内弁護士数は増加している。また、弁護士を採用している企業の業種も広がり、弁護士が各企業において担っている役割も多様化してきている。

このような流れの中で、企業による弁護士の活用への関心は広がりつつあるとうかがえることから、今後は、前記のような課題を克服することを通じ、弁護士を中心とする法曹有資格者が、法務に関する分野を中心に、企業に常勤の形で直接雇用される等の形で積極的に活用されることが期待される。

また,ひまわり求人求職ナビについては,利用申請件数は横ばいになりつつあるものの,ニーズを十分に分析した上での運用改善を進めることで,企業及び弁護士等の利用を拡大し,採用につなげることも可能であると思われる。さらに,これまで多くの参加者を得ている企業向け弁護士採用情報提供会,司法試験合格者等を対象とした就職合同説明会,企業に就職を希望する司法修習予定者等を対象にしたセミナー,司法修習生や弁護士向けの企業への就職活動ガイダンスなどについても,更に周知を進めて参加者を増やす努力を継続し,情報提供の機会を拡大していくことで,より効果的なニーズと人材の引き合わせが実現していけば,企業による弁護士の活用の拡大が一層進むことが期待できる。

2 中長期的な活動領域拡大の方向性

企業のニーズをきめ細かく把握した上、法科大学院での企業内法務に関する教育、弁護士登録後の継続教育等によって、企業のニーズに見合うような人材を的確に養成していくことができるようになるには一定の期間が必要である。このような人材養成の取組は、企業で活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の更なる増加要因として実を結ぶには一定の時間を要するが、中長期的に見れば、企業活動の様々な局面で活動する意欲と能力を持った弁護士が増加し、この分野を担う法曹有資格者の活動領域の一層の拡大につながっていくことが期待される。

3 今後の検討体制について

今後は、法務省や日本弁護士連合会に加え、本分科会での検討に関わった経済団体等において、企業関係者その他の有識者委員の参画も得る形で意見交換を行ったり、実務者レベルでの協議を行うなどして、上記各施策の進捗状況をフォローアップし、各施策の効果を見極めつつ、企業で活動する弁護士の勤務実態等も踏まえながら、より効果的な方向性を検討・提案するといった方法などが検討されるべきである。

160 - 9 -

(別表)

番号	取組内容	その他参考事項
1	【企業向け情報提供会・情報交換会の状況】 平成26年8月 東京三弁護士会主催 17社出席 平成26年9月 経済同友会主催 61社出席 平成27年2月 日弁連主催・経団連後援 171社出席 → 経済同友会主催のものについては、その後ひまわり求 人求職ナビへの求人情報の掲載に至った企業がある。	経団連からは、弁護士活用 に関する日本弁護士連合会 の要請文を、機関誌に掲載 した旨が報告された。
2	【女性起業家向けセミナーの実施状況】 平成26年9月18日 法人設立・創業時の法務 41名 平成26年11月11日 事業継続・維持の法務 26名 平成27年1月27日 事業継続・維持の法務 33名 平成27年3月4日 事業発展の法務 28名	
3	【東京三弁護士会主催の就職合同説明会】 平成24年 来場者数 929名 出展企業数:30 平成25年 来場者数 941名 出展企業数:35 平成26年 来場者数 849名 出展企業数:38 → 平成26年の説明会では、1か月後に7社10名の内定者が出ている。	
4	【就職活動ガイダンスの実施状況】 参加者数:177名(うち161名が司法修習生及び修習予定者) 参加者に対するアンケート結果(抜粋) ○企業内弁護士として働くことに興味を持った理由 ・「日本の企業はまだロイヤーを置くことが一般的ではなく,フロンティアがあると感じたから。」「ビジネスパートナーとしての法曹のありかたに興味を持ったから」「エクスターンシップで企業の法務部で研修させていただき,興味がわいた」「法律のみならずビジネスを含めた法的アドバイスをする仕事をしたいと思いました」 ○企業内弁護士として働くことに興味を持っているか。大変興味がある 30 選択肢の1つとして考えている 90 あまり興味はない 7 現時点では興味はない 4 ※ なお,アンケート回答者のうち80名が,ひまわり求人求職ナビに求職情報を登録している。	
5	【企業内弁護士向け研修の実施状況(全8回)】 第1回平成26年5月20日 受講者数54名 第2回平成26年7月2日 受講者数73名 第3回平成26年9月3日 受講者数68名 第4回平成26年11月7日 受講者数65名 第5回平成26年12月8日 受講者数60名 第6回平成27年1月23日 受講者数57名 第7回平成27年3月20日 受講者数47名 第8回平成27年4月23日 受講者数26名 ※具体的な設例に基づき,企業活動の中で法的専門性がどのように活用されうるのかを実践的に学習するもの。日々の企業内弁護士としての実務に有益な情報が提供されている。	